

別表（第3条関係）

①機械・装置等費	□ 事業の遂行に必要な機械・装置等の購入、製作に要する経費 □ 事業の遂行に使用される専用ソフトウェアの購入に要する経費 □ 販路拡大等のために新たに導入するホームページ作成に要する経費 【対象となる経費例】 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」の「機械及び装置」区分に該当するもの（例：食料品製造業用設備、家具又は装備品製造業用設備、飲食料品卸売業用設備業用機械設備）のほか必要と認められる設備等 新たなサービス提供のための製造、販路開拓等のための特定業務用ソフトウェア（販促活動実施に役立てる顧客管理ソフト等） 【対象とならない経費例】 自動車等車両（自転車を含む。）、文房具等の事務用品等の消耗品代、家庭用ソフトウェア・パソコン・プリンター・タブレット端末・電話機等既に導入しているソフトウェアの更新料、単なる買い替え更新であって新たな販路開拓につながらない機械装置等の購入、古い機械装置等の撤去・廃棄費用
②改修費	□ 店舗・工場・事務所等の用途に使用するために要する経費 （店舗等改修費のうち単なる内装・外装工事など新たな事業の展開や感染対策とならない経費については補助対象外）
③広報費	□ ウェブサイトの作成経費及びリニューアルに要する経費（補助対象期間分までに限る。） □ 販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷等に要する経費 □ 広告宣伝に必要な派遣、役務等の契約による外部人材に係る経費 □ ダイレクトメールの郵送料（新規分に限る。）
④借損料	□ 店舗・工場・事務所・家屋・駐車場等の賃借料、仲介手数料及び共益費に要する経費（賃貸借契約に係る敷金・礼金・保証金・火災保険料・地震保険料は除く。補助対象期間分までに限る。） □ 事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費（補助対象期間分までに限る。） （契約期間が補助対象期間を越える場合は、按分等の方式により算出された補助対象期間分に限る。）
⑤知的財産権等関連経費	□ 試作品等の開発、役務の開発・提供方法等と密接に関連し、試作品等の開発成果の事業化にあたり必要となる特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用や外国特許出展のための翻訳料など知的財産権等取得に要する経費
⑥展示会等出展費	□ 展示会等への出展または商談会に参加するために要する経費 （交付決定日以降の出店に限る。また、販売のみを目的とし、販路開拓に繋がらないものは補助対象外。）
⑦旅費・謝金	□ 事業の遂行に必要な情報収集や各種調査及び販路開拓等のための旅費（ただし、単なる視察・セミナー研修等参加は除く） □ 事業の遂行に必要な指導・助言等を依頼した専門家に支払われる旅費・謝金
⑧開発費	□ 新製品・商品の試作開発用の原材料の購入、新たな包装パッケージに係るデザインの外注、地域の産品を組み合わせた商品パッケージの開発、新たな事務システム開発のために支払われる経費
⑨外注費等	□ 上記①から⑧に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注するために支払われる経費等

※ 国、県及び町等の他の補助制度の適用を受けた、又は受ける見込みのある経費については補助対象外